1　特別区 平成 27 年第 12 問

民法に規定する制限行為能力者に関する記述として，妥当なのはどれか。

1　未成年者が法律行為をするときは，法定代理人の同意を得なければならないが，法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は，その目的の範囲内において，未成年者が自由に処分することができ，目的を定めないで処分を許した財産を処分することはできない。

2　補助人の同意を得なければならない行為について，補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは，家庭裁判所は，被補助人の請求により，補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

3　家庭裁判所は，被保佐人のために特定の法律行為について，保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが，保佐人の請求により代理権を付与する場合において，被保佐人の同意は必要としない。

4　被保佐人の相手方が，被保佐人が行為能力者とならない間に，保佐人に対し，相当の期間を定めて取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合，保佐人がその期間内に確答を発しないときは，その行為を取り消したものとみなす。

5　成年被後見人の法律行為は，日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き，成年後見人の同意を得ないでした場合，これを取り消すことができるが，成年後見人の同意を得てなされたときは，これを取り消すことができない。

1 自然人（権利の主体）行為能力

正 解
2

□□ 1 ×

未成年者が法律行為をするには，その法定代理人の同意を得なければならない（５条１項本文）。もっとも，５条３項は，法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は，その目的の範囲内において，未成年者が自由に処分することができるとした上で，目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも同様とする。したがって，目的を定めないで処分を許した財産も自由に処分することができる。

□□ 2 ○

17 条３項は，補助人の同意を得なければならない行為について，補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは，家庭裁判所は，被補助人の請求により，補助人の同意に代わる許可を与えることができるとしている。

□□ 3 ×

家庭裁判所は，被保佐人のために特定の法律行為について，保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（876 条の４第１項）。そして，この審判が本人以外の者の請求によってされる場合，本人の同意がなければならない（876 条の４第２項）。保佐人の請求は，本人以外の者の請求にあたるから，本人である被保佐人の同意は必要である。

□□ 4 ×

20 条２項は，制限行為能力者の相手方が，制限行為能力者が行為能力者とならない間に，その法定代理人，保佐人又は補助人に対し，その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において，これらの者が同項の期間内に確答を発しないときは，20 条１項後段と同様にその行為を追認したものとみなすとしている。したがって，保佐人に催告をして，期間内に確答がないときは，その行為は取り消したものとみなされず，追認したものとみなされる。

□□ 5 ×

成年被後見人の法律行為は，日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き，取り消すことができる（９条）。そして成年被後見人の法律行為は，成年後見人の同意を得てなされたときでも，なお取り消すことができる。